

第17回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和8年1月26日（月）午後1時23分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第17回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 現況証明申請について
- 議案第4号 南越前農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について

<報告事項>

- 報告第1号 専決処分の承認について  
(農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画 再貸付（案）の決定について（10月利用権））
- 報告第2号 専決処分の承認について  
(農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（10月利用権））

その他

出席委員 10名		欠席委員 0名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4	井上 典宣	4	
5	井上 昇	5	
6	堀井 武司	6	
7	石山 清孝	7	
8	井上 重治	8	
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	石渡 貴教		
書記	奥谷 恵美		

議事録署名委員

2番 今村 晃一

4番 井上 典宣

<b>【開会】 午後1時25分</b>	
事務局長	<p>それでは、ただ今から第17回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<b>【会長あいさつ】</b>	
山内会長 ※以下議長	あいさつ
<b>【議事録署名委員の指名】</b>	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、2番 今村委員と4番 井上典宣委員をお願いいたしたいと思います。次回、総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を山内会長お願いいたします。</p>
<b>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】</b>	
議長	<p>これより本日の総会に入ります。</p> <p>では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局よりご説明いたします。</p> <p>今回農地法第3条の規定による許可申請は1件です。</p> <p>議案書は、1ページ番号①をご覧ください。</p> <p><small>ゆずりわたしにん</small>譲渡人は鯖江市にお住まいの●●さんで、<small>ゆずりうけにん</small>譲受人は久喜にお住まいの●●さんです。申請地は久喜●●、現況は田 面積 2,366㎡です。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の1ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料2ページは現地確認の様子です。当該農地は譲受人が●●さんから借受けて水稲作付しており、無償譲渡を希望されています。</p> <p>農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料3ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当するか否かにつきましては、第1号の全部効率利用においては、周辺の農地も譲受人が耕作しており、引き続き適正な利用が見込まれますし、第6号の地域調和においては、申請書の記載では地域の水利調整・維持管理に参加し、有害鳥獣防止ネットの共同設置に協力するとあり、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、3条許可申請の現地確認の報告を今村委員さんお願いします。</p>
井上 <small>鼻</small> 委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>1月15日に堀井委員と事務局長、事務局、私の4人で現地確認を行ってまいりました。申請農地は1枚の田が分筆された農地であり、いずれも譲受人が耕作しているとのことですので、許可するうえで、問題ないと判断できます。</p>

議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。</p>
<b>【議案第2号 非農地と判断した土地について】</b>	
議長	<p>次に、議案第2号「非農地と判断した土地について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、まず、ご審議の前に非農地判断の流れについてご説明いたします。</p> <p>農林水産省から発出された「非農地判断の徹底について」の通知により、当町での非農地にかかる取り組みを進めてまいり、9月から今月にかけて、農業委員さんと現地確認を行ってまいりました。総会で「非農地」と判断された土地につきましては、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、県と法務局へ「非農地通知一覧表」を送付することとされています。参考までに、資料の12ページに「非農地通知書」を付けておりますので、ご確認ください。今回は、これまで、水稻細目書に「林地」と申告されていた土地や、農振農用地として指定されているものを対象地として現地調査に行きました。以上が流れとなります。</p> <p>では、議案書2ページをご覧ください。今回、調査した土地は19筆、このうち、非農地と判断した土地は、16筆 面積合計6,579.38㎡でございます。具体的な内容と位置、現地確認の様子につきましては、資料の4ページから12ページのとおりです。8ページと9ページの新道地係については、前回の総会で農振除外でのご説明しておりますが、県から農業委員会による非農地判断をするようにと指導がありましたので、今回扱わせていただきました。また、資料10ページと11ページの荒井地係については、令和4年に災害復旧のため二ツ屋導水施設における堆積土砂浚渫土をこちらへ運び入れたことによる農地改良届が提出されましたが、その時の現況は山林となっており、そもそも農地法では扱うべき案件ではありませんでした。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を堀井委員さんお願いします。</p>
堀井委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>去る1月15日に井上委員さんと事務局と私の4人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>資料のとおり、農地としては今後も利用できないであろうと思われるところは、非農地と判断いたしました。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p>
小不動産委員	<p>荒井には4・5年前はここに柿の木があり、「畑」であったと思う。</p>
事務局長	<p>柿の木など当時は色々な木があったようですが、その頃から現況地目は農地という判断ではなかったようです。</p>

事務局	柿の木があったのは荒井2字7でしょうか？前任のメモには「畑」とありましたが、農地台帳の現況地目は「山林」となっており、農地台帳を優先させていただいた。
議長	荒井の農地改良届は、この土地一帯に出ていたのか？
事務局	農地、農地以外に関係なく、一帯に対して農地改良届が出されていました。登記上は「畑」となっていますが、ここらの一帯の農地台帳は「山林」と記載されています。
事務局長	もう何年も経過しており、現状がこのような状態となっており、当時に非農地判断をしていれば木が生えている状態をみて「非農地」と判断されたのではないかと思います。
加藤委員	「非農地」と「不耕作地」の違いは何か？
事務局	「非農地」は農地ではない、ということ。「不耕作地」は農地と判断したけれども耕作されていない状態でした、ということで、草刈など何か手を施せば耕作できる土地に戻るであろうということで、判断させていただきました。
議長	もうここは農地には戻らないであろう、ということで「非農地判断」をしたという理解でよろしいか。
事務局長	そうです。
神戸委員	登記はどうなるのか？農地か非農地かの判断は土地の所有者の意見は全く反映されないのか？
事務局	農業委員会が「非農地」と判断した土地の登記変更は、所有者にさせていただくことになります。「非農地判断」というのは農業委員会の権限です。
神戸委員	所有者が法務局で手続きを行わなかった場合は、この土地はどうなるのか？
事務局	「非農地判断」とされた土地は農地台帳から削除いたしますので、今後は農業委員会の関与は無くなります。
神戸委員	そうなると、固定資産税の評価も変わってしまうのではないか。
事務局長	固定資産税も現況でやっているの、登記地目はあまり関係ないと思われます。
議長	もしこの土地で何かをしようとした時、農業委員会に「非農地証明」を出してもらわなければ法務局への手続きが進まない。であるならば、「非農地」と判断された農地は登記を変更しておくとの良いですよ、ということではないか。 ただ、「非農地」としてしまうことが所有者にとって可哀そうな気がする。
井上重治委員	荒井のところは、全部が出されているわけではないのは何故か？
事務局長	この一帯は全部の地目が農地というわけではなく、雑種地であったり、山林であったりで、登記地目が農地であるものだけを載せています。荒井に関しては、区長さんが取りまとめを行っており皆さんの了解を得ています。
今村委員	農業委員会として「非農地」と判断した場合は、所有者に「非農地ですよ」と通知を出す。そうしたら、土地の所有者は登記を変更してもらわなければいけないのではないか。農業委員会というのは、その農地ではないよという申請を地権者からしてもらわなければいけないのではないか。
事務局長	土地の所有者からの申請で、農業委員会が「非農地」と証明する場合がありますし、今回の

	<p>場合は農業委員会が「非農地ですよ」と判断をすれば登記地目が変わるとい権限がある、ということです。ただ、いきなり「非農地ですよ」と通知を出すのではなく、事前に「非農地の判断をすることになりました」という通知を出させてもらおうと思います。</p>
神戸委員	<p>事前に調査をするという通知を出すということは、地権者がなおざりになって動いているわけではないということか。自分の知らないままに判断されることは具合悪いと思われる。</p>
議長	<p>はいそれでは、お諮りします。 議案第2号に対し、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり承認いたします。</p>
<b>【その他】</b>	
議長	<p>続きまして、その他に移ります。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日は、ご審議ありがとうございました。事務局から1点ございます。</p> <p>農業用機械等利用標準料金につきまして、地域の実情に沿って市町が設定することになっており、毎年見直しを行い、標準料金を決めて、農業委員会の承認をいただいてから公表を行っております。令和8年度の農作業標準料金を設定するにあたり、標準料金設定協議会を開催したいと考えております。協議会メンバーにつきましては、昨年同様、農業委員等6名と越前たけふ農協南部支店の山崎支店長、農業公社の伊藤さんで構成されております。</p> <p>別紙「令和7年度農業用機械等利用標準料金設定協議会委員名簿(案)」をご覧ください。農業委員会からは、山内会長のさん、副会長の小不動さん、委員の井上昇さん、井上重治さん、借り手代表として朝倉勇二さん、貸し手代表として岡本君男さんをお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。(意見なし)</p> <p>会議の日程につきましては、2月16日午後から予定しております。改めて通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。 無いようでしたら、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いします。</p>
<b>【次回農業委員会開催日について】</b>	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でございますが、3月を予定しており、事務局案といたしましては3月25日(水)午後1時30分から ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは、次回は3月25日(水)午後1時30分から、この部屋、役場別館第1会議室で開催させていただきたいと思っております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程については、改めて通知をさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、第17回南越前町農業委員会総会を終了いたします。 閉会にあたりまして、小不動会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。</p>
<b>【閉会】 午後1時53分</b>	